

令和6年度菊池市障がい者優先調達推進方針

令和6年6月20日

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、令和6年度における市の障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的として策定する。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法において使用する用語の例によるものとする。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、市のすべての組織が発注する物品等の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のうち物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第203条に規定する基準該当就労継続支援B型事業所及び第94条に規定する基準該当生活介護事業所
- (3) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定により必要な費用の助成を受けている小規模作業所
- (4) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（※）

（※）重度障がい者多数雇用事業所は以下①から③までの要件を全て満たすものとする。

 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(5) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
- イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達の対象とする物品等

調達を推進すべき物品等の例については次のとおりとし、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

(1) 物品

- ア 事務用品・書籍
- イ 食料品・飲料品
- ウ 小物雑貨
- エ その他の物品

(2) 役務

- ア 印刷
- イ クリーニング
- ウ 清掃・施設管理
- エ 情報処理・テープ起こし
- オ その他のサービス・役務

6 調達方針

- (1) 障害者就労施設等の提供可能な物品等についての情報を組織全体で共有し、障害者就労施設等への発注に努める。
- (2) 障害者就労施設等への優先調達にあたっては、イベント、キャンペーン等での啓発用品や記念品、軽食の活用などの発注可能な物品等の調達に対する理解と協力を求める。

7 調達実績の集計及び公表

本方針に基づく物品等の調達実績は、当該年度終了後に速やかに集計するとともに市のホームページ等により公表する。

8 調達の目標

令和6年度の障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

9 その他

- (1) 障害者就労施設等への発注においては、納期や納入条件等の設定において、当該施設等の受注能力等に十分配慮する。
- (2) 調達した物品等に対し、発注した部署、受注した障害者就労施設等から十分な意見聴取を実施し、双方の益につながるよう調達業務の改善に努める。